

8. 日本医師・従業員国民年金基金

この制度も岡山県医師会が直接関与するものではありませんが、会員をはじめとする医師や医療機関の従業員の福祉に深いかかわりのある制度なので、その概要をご紹介します。

① 日本医師・従業員国民年金基金は日本医師会が設立母体となって平成3年5月14日に発足した。国民年金（基礎年金）の上乗せとなる**職能型公的年金制度**です。日医は、基礎年金を1階、この国民年金基金を2階、日医医師年金を3階とする3階建の年金で老後保障を設計するよう、会員に薦めております。

② 加入資格

ア. 満20歳以上60歳未満の方。

イ. 国民年金の第1号被保険者の方。厚生年金の被保険者や、共済組合の組合員は加入できません。また、国民年金保険料を免除されている方、滞納されている方は加入できません。

ウ. 診療所・病院・老人保健施設等、医業に従事している医師・従業員。日本医師会の会員でなくても加入できます。また、配偶者・子女等の家族従業員も加入できます。

エ. 地域型基金等の他の国民年金基金に加入していない方。

オ. 日本医師会年金とは別の年金ですので、加入条件を満たせば両年金に加入することはできます。

③ 加入コース

保証期間の有無によってA型、B型の2つのコースがあり、自由に選べます。いずれのコースも60歳まで掛金を掛け、65歳から終身支給されます。

④ 掛金

ア. 掛金の払込は60歳まで、掛金の上限は月額68,000円です。加入時の年齢、男女別によって掛金が異なります。

イ. 掛金の増口・減口が可能です。

ウ. 前納（割引有）、一括納付（割引無）が可能です。

⑤ 税制上の優遇措置

公的年金であるため、掛金の全額が社会保険料控除として所得額から控除され、その分所得税、住民税が軽減されます。また受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

⑥ 中途脱退

ア. 厚生年金など他の公的年金に加入した場合・廃業された場合には脱退となります。

イ. 加入された方の任意の脱退はできません。

ウ. 途中で基金を脱退した場合、掛金の返還は行われず掛金を納めた期間に応じた年金を国民年金基金連合会又は当基金より65歳から支給いたします。短期間の加入であっても年金給付については掛け捨てにはなりません。

◆詳細は下記へお尋ねください。

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階
日本医師・従業員国民年金基金
フリーダイヤル 0120-700-650